

地縁団体法人化の手引き

令和8年10月

長野市地域・市民生活部

地域活動支援課

1 「認可地縁団体制度」とは

これまで自治会、町内会等は、PTAや青年団などと同じく法的には「権利能力なき社団」として、団体名義では不動産等の登記ができませんでした。

しかし、自治会、町内会では不動産等の資産を保有している場合も多く、それらの団体は会長名義などで不動産の登記等を行っています。こうした個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより自治会等の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの問題が生じます。

こうした問題に対処するため、地方自治法の一部を改正する法律（平成3年4月2日公布施行）によって、自治会・町内会等が一定の手続きの上に法人格を取得できるようになりました。

2 「地縁による団体」とは

地方自治法（以下「法」といいます。）第260条の2では「地縁による団体」に法人格を与えています。

<参考：法第260条の2第1項>

○「地縁による団体」となるもの

- ・町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
⇒自治会、町内会のように区域に住所を持つ人が誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」となります。

✕「地縁による団体」ではないもの

- ・構成員に区域に住所を持つこと以外にも条件がある団体
例）青年団（年齢制限）、婦人会（性別の限定）
- ・活動目的が限定的に特定されている団体
例）スポーツ少年団、伝統芸能保存会、財産管理団体（不動産管理など）

3 法人格を得るための市長の認可

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。（法務局への法人登記等は必要ありません。）認可後はその旨が告示され、第三者に対しても法人格を得たことをもって対抗できるようになります。認可によって長野市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

<参考：法第260条の2第1項、第10項、第13項>

- 令和3年5月の地方自治法の一部改正により、地縁団体の認可の目的が「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」から「**地域的な共同活動を円滑に行うため**」に変わりました。

これにより、不動産等を保有していなくても、「高齢者等への生活支援」や「地域交通の維持」、「地域の特産品開発・マーケット運営等の経済活動」を行っている地縁による団体も法人化が可能になりました。

認可地縁団体となることで、以下のようなメリットが考えられ、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

- ・継続した経済基盤の確立
- ・法人が契約主体となることによる事業活動の充実化
- ・法律上の責任の所在の明確化
- ・個人財産と法人財産との混同防止
- ・対外的な信用の獲得 等

4 地縁による団体が法人格を得るための認可要件

次の4つの認可要件を全て満たしている団体が認可の対象となります。

※4つの要件を満たしていても、法人格を得るために組織された名前だけの自治会や、区域の中の極めて少人数で組織された集まりといった団体は、認められません。

<参考：法第260条の2第2項、第3項、第4項>

- (1) 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っているとして認められること。

- ・「地域的な共同活動」とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営など、一般的な自治会活動のことです。
- ・「現にその活動を行っているとして認められる」ためには、総会に提出された前年度の活動実績の報告書を提出する必要があります。

- (2) 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

- ・「客観的に明らか」とは、町又は字及び地番又は住居表示のほか、道路や河川を境界として、容易に区域が特定できる状態を指します。

- ・ 認可に当たり新たな区域の設定や、区域が不安定な状態にある団体に対し認可を行うことは認められません。

(3) 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

- ・ 「すべての個人」とは、「年齢・性別・国籍を問わず区域に住所を有する個人すべて」です。これに反するような構成員の加入資格を設けることはできません。
- ・ 「相当数」とは、長野市では、区域の住民統計の7割が構成員となっているかを基準としています。(区画整理等で人口増加の著しいところは6割としています。)

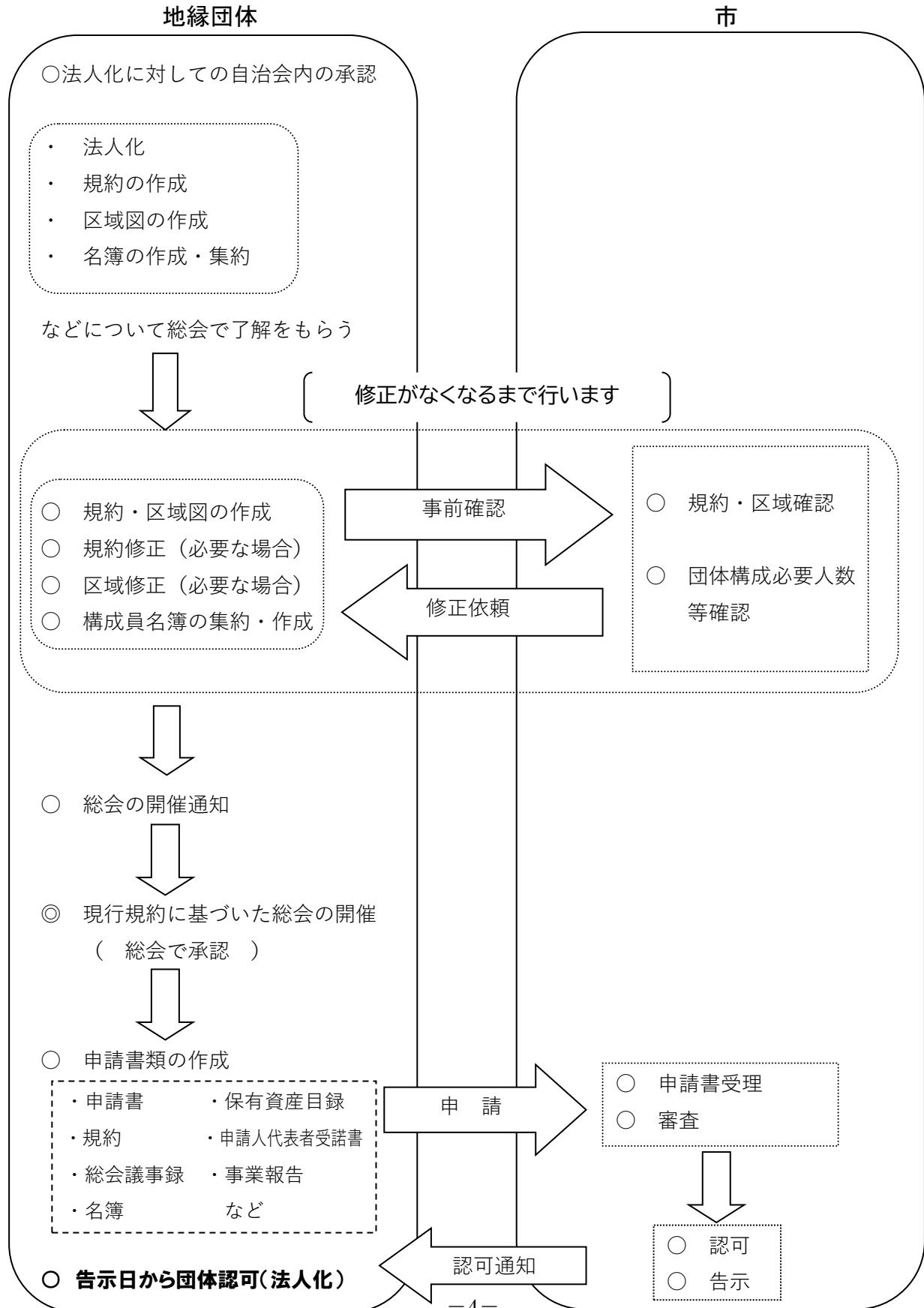
(4) 次の8つの事項を備えた規約を定めていること。

ア 目的	オ 構成員の資格に関する事項
イ 名称	カ 代表者に関する事項
ウ 区域	キ 会議に関する事項
エ 主たる事務所の所在地	ク 資産に関する事項

- ・ 規約によって組織の管理運営方法を明確にすることが必要です。上記の8つの必須事項のほかにも、団体で必要な事項を定めることができます。
- ・ 規約の名称に制限はなく「〇〇会則」「××会規程」といった名称も使用できます。

5 認可申請手続きの流れ

認可申請は、以下の流れで手続きを行います。



6 認可申請に必要な書類

認可申請に必要な書類は次のとおりです。

書類作成に当たっては、必ず事前に地域活動支援課へご相談ください。

- (1) 認可申請書（11 ページ 様式「認可申請書」参照）
- (2) 規約（6 ページ「7 規約を定めるにあたり必要なこと」参照）
- (3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
以下の事項が記載された総会議事録の写しが必要です。
 - 認可申請することの議決
 - 代表者の選出について（申請者が代表者に選出されていること）
 - ・議事録には議長、議事録署名人の署名押印が必要です。
 - ・併せて総会資料も提出してください。※上記以外の事項も議決が必要な場合があります。事前相談でお問い合わせください。
- (4) 構成員の名簿（20 ページ「構成員の名簿例」参照）
構成員全員の住所・氏名（世帯主以外の家族も含む）を記載した名簿が必要です。
 - ・区域の住民統計の7割の構成員が必要です。
 - ・生年月日・年齢・職業・連絡先等は必要ありません。
 - ・意思表示のできない小さなお子さんでも法律上、構成員の資格を持ちます。
- (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
実際に地域的な共同活動を行っていることがわかる書類を提出してください。
 - ・総会に提出された直近の通常総会資料(予算、決算、事業報告等)
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類（21 ページ「申請人代表者受諾書」参照）
 - ・申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し
※(3)総会議事録に含まれます。
 - ・申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写し
(申請者本人の署名押印が必要です)
- (7) その他
 - ア 区域を表す図面（住宅地図の写しに区域を示したもの）
 - イ 保有資産目録または保有予定資産目録（22～27 ページ参照）
※不動産等を保有または保有する予定がある場合に提出してください。

7 規約を定めるにあたり必要なこと

認可申請をするための規約は、地方自治法や民法の規定に基づいて定める必要があります。

- 以下の 8 項目を必ず定めてください。（その他に自治会で必要な事項を定めることも可能です。12～17 ページの雛形を参照してください。）
- 規約案が完成したら、地域活動支援課で内容を確認させていただきます。

(1) 目的

「良好な地域社会に維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨を記載してください。また、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

(2) 名称

団体の正式名称となります。特に制限はありませんが、既存の法人と間違われる恐れのある名称は使用しないでください。

(3) 区域

団体以外の市内の住民にも容易に認識できる区域であることが必要です。また、相当の期間にわたって存続している区域でなければなりません。

例 1 「長野市大字〇〇字××、字△△の全域」

例 2 「長野市××丁目××番地から△△丁目△△番地まで」

例 3 「長野市大字〇〇 4 番地から 56 番地、59 番地から 85 番地、87 番地、90 番地、93 番地から 120 番地まで」

(4) 事務所の所在地

この所在地が団体の住所となり、地域の公民館等の住所とするのが一般的です。

また、代表者の自宅を所在地にすると、代表者の変更に伴い事務所が変わることになるので注意が必要です。

(5) 構成員の資格に関する事項

「区域に住所を有する個人がすべて構成員になれること」、「正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと」を必ず定めてください。

また、加入・脱退等の資格の得喪に係る手続き事項も定めてください。

※構成員は個人に限られ、「世帯」を構成員にすることはできません。法人・組合等の団体が「賛助会員等」になれることを定めることは可能です。

(6) 代表者に関する事項

代表者及びその他の役員の選出方法、任期、職務等について定めてください。

(7) 会議に関する事項

通常総会及び臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項等について定めてください。
また、総会以外の会議（役員会等）についても同様に定めてください。

(8) 資産に関する事項

資産の構成及び取得、処分等の管理方法等について定めてください。
事業計画及び予算、事業報告及び決算、会計年度についても定めてください。

8 総会の進め方及び議事録作成について

認可申請を行うにあたり、団体の規約に則った総会で承認を得る必要があります。総会の進め方や議事録作成の方法は以下を参考にしてください。

(1) 総会の進め方

- ア 総会の出席人数が、現行の区(自治会)規約の総会開催定足数に達しているか確認
 - イ 議長及び議事録署名人 2 名以上を決定
 - ウ 地縁団体認可申請のために、次の三つの議案を提出
 - ・新しい規約の承認
 - ・長野市に区(自治会)法人化の認可申請をすることの承認
 - ・区(自治会)法人化の認可申請人代表者の選任
 - エ 上記の議案の承認
- ※このとき、現行の区(自治会)の議決方法で議決を行ってください。

(2) 議事録作成

議事録には、次の内容を必ず記載してください。(19 ページ「認可申請に関する総会の議事録例」参照)

- ア 総会の日時及び場所
- イ 出席者数及び定足数
- ウ 議長の選任
- エ 議事録署名人の選任
- オ 議案、審議内容、議決事項（議案説明、質疑等の審議内容を記載）
- カ 議長及び 2 名以上の議事録署名人の署名押印

- 通常総会にて議決された場合は、認可申請以外の議案の内容が記載されていても構いません。また、認可申請に関する三つの議案承認は、一度の総会ですべてを議決することを義務付けてはいません。ただし、複数の総会で別々に議決された場合は、関係するすべての総会議事録の提出が必要です。
- 総会承認後から認可申請までの期間が長く、代表者が替わっている場合でも、申請人代表者は、総会で承認された人になります。

9 認可後の認可地縁団体運営について

認可地縁団体は、地方自治法により定められたいくつかの義務が課せられます。規約に基づいた運営を行うとともに、以下の事項について注意してください。

(1) 常備すべき書類

毎年度終了時に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

また、構成員名簿を備え置き、構成員の変更（入会及び退会）があるごとに更新が必要です。
＜参考：法第 260 条の 4 第 1 項、第 2 項＞

(2) 総会の開催と決議

少なくとも年 1 回以上通常総会を開催し、規約に基づいた議事録の作成が必要です。

＜参考：法第 260 条の 12＞

(3) 告示事項（代表者など）を変更するとき

告示事項（名称、規約に定める目的・区域、事務所の所在地、代表者に氏名及び住所等）に変更があった場合は、「告示事項変更届出書」（28 ページ参照）の提出が必要です。

特に、自治会長、区長などの代表者を変更した場合は、忘れずに届出をしてください。

※団体名称、目的・区域、事務所の所在地等については、(4)規約変更申請も必要です。

＜参考：法第 260 条の 2 第 11 項＞

(4) 規約の変更をするとき

規約の変更には、総会の承認の上、市長の認可が必要です。地域活動支援課へ事前に相談の上、「規約変更認可申請書」（31 ページ参照）を提出してください。

＜参考：法第 260 条の 3 第 2 項＞

(5) 告示事項証明書の請求

認可時に告示した事項に関する証明書の交付を請求することができます。団体名義による資産の所有権登記を法務局へ申請する際は、この証明書（地縁団体台帳の写し）を添付します。地域活動支援課へ「地縁団体告示事項証明書交付請求書」（30 ページ参照）を提出してください。

(6) 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行

団体名義で印鑑登録を行うことができます。地域活動支援課へ「認可地縁団体印鑑登録申請書」（32 ページ参照）を提出してください。

登録後は、「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」（33 ページ参照）の提出により証明書を発行します。

(7) そ の 他

- ・ 不正な手段等で認可を受けたり、欠格事項が発生した場合は認可を取り消す場合があります。
- ・ 認可を受けた団体は、特定の政党のために利用されることがあってはなりませんが、政治家個人を支援することを禁止するものではありません。
- ・ 認可された地縁による団体の課税関係は、原則として認可の前と変わりありません。

各種様式集

令和 年 月 日

長野市長 荻原 健司 宛

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名
住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請するについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

規約雛形 民法の規定による条文 _____

地方自治法による条文 _____

※上記の下線及び注意事項の記載がない条文も、一般に必要な内容です。

〇〇自治会（町内会）規約（会則）

第一章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

(4) ○○○○○○○○○○

(5) ××××××××××

(6) △△△△△△△△△

・

・

・

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

注：名称の制限はありませんが、長野市内に同名の認可地縁団体がある場合は、その名称は使用できません。また、この条文で「●〇区」と定めた場合は、条文中の「本会」を「本区」と書換えてください。

（区域）

第3条 本会の区域は、長野市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

注：大字や小字の全域又は地番で表してください。よくある事例として、「●〇区とする」との表記がありますが、●〇区の区域は地縁団体認可により確定されるものですので、規約には使用できません。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、長野市△△町×番□号に置く。

注：住所のあとに「△▲公民館に置く」と表記される場合がありますが、同一地番内に別の建物がない場合には方書は不要です。

第二章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。ただし、区域内に事務所を有し、本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

注：頻繁に規約変更を行わないよう、金額は明示しない。会の規程で処理。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人により別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第三章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 ○人

(3) その他の役員 ○人

(4) 監事 ○人

注：会長を「区長」等に読み替えた場合、他の条文の読み替えも必要です

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、会長及び副会長並びにその他の役員と兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

注：1名の場合、順序氏名の条文は不要

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

注：第9条に明記した役員は、その職務を記載してください。

(役員任期)

第12条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第四章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議すべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

す。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議を同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 規約の変更に関する事項
- (2) 財産処分及び解散に関する事項
- (3) 代表者の代表権の制限及び委任に関する事項
- (4) 監事や役員会の設置に関する事項

(総会の書面表決事項)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第五章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって

招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の同意によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる。

第七章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意があり、かつ、長野市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の賛成をもって決議しなければならない。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の多数をもって決議し、かつ、長野市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第八章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

注：この条文は抹消しないでください。この条文により、会費規程を始めとする各種規程が作成できます。条文がない場合は、全ての決まりごとを規約に明示することになります。

附 則

- 1 この規約は、令和○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和△年△月△日までとする。

※条文中の数字の変更については、次に代表的な事例を挙げておきますが、詳細については、その都度問合せをお願いします。

- ・規約変更や解散の条文に「4分の3以上」との表記がありますが、認可時の趣旨を尊重したい場合は、「5分の4以上」のように条件を厳しくすることは可能です。
- ・第16条の2(2)にある「5分の1以上」との表記は、会員の意思を尊重したい場合は、「10分の1以上」のように条件を緩和することは可能です。
- ・会議等の開催通知は「5日前までに通知」とありますが、これは最低5日前までに通知しなさいと民法で規定されているもので、会の実情により連絡日数期間が不足する場合は、「10日前までに通知」のように条件を緩和することは可能です。
- ・通常総会の開催期限は「毎会計年度終了後3ヶ月以内」との表記がありますが、それ以内であれば、「毎会計年度終了後2ヶ月以内」のように変更できます。

ただし、収支が確定しているとの理由で、毎会計年度終了日以前に通常総会を開催することは禁止されています。

認可申請に関する総会の議事録例

令和〇〇年度△△区（臨時）総会 議事録

日 時

場 所

構 成 員 数

出 席 者 数

開 会 □□の司会にて、定刻 時に（臨時）総会が始まる。

1 開会のことば

□□が、令和〇〇年度△△区（臨時）総会の開会を宣言する。

2 区長あいさつ

3 議長及び議事録署名人2名の選出

司会者が、選出方法について全員に諮る。

司会者が案を発表

議長 ○○○氏 議事録署名人 □□□氏 △△△氏 を選任

全員の賛成をもって承認

4 出席者数と定足数

出席者 ○〇名 委任状 △△名 合計□□名 構成員数◎◎名

出席および委任状提出数が総会定足数を満たし、総会が成立した。

5

協議事項

第〇号議案 △△区の地縁団体認可申請について

第△号議案 申請人代表者の選出について

第□号議案 規約の変更について

構成員◎◎名中、□□名（内委任状△△名）の賛成により議決

以上にて、本日の協議事項は承認されて終了する。 ○○○議長退任する。

6 閉会のことば

令和 年 月 日

議 長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印

構成員の名簿例

区構成員名簿

NO	氏 名	住 所
1		長野市
2		長野市
3		長野市
4		長野市
5		長野市
6		長野市
7		長野市
8		長野市
9		長野市
10		長野市
11		長野市
12		長野市
13		長野市
14		長野市
15		長野市
16		長野市
17		長野市
18		長野市
19		長野市
20		長野市
21		長野市
22		長野市
23		長野市
24		長野市
25		長野市
26		長野市
27		長野市
28		長野市
29		長野市
30		長野市
31		長野市
32		長野市
33		長野市
34		長野市
35		長野市

申請者が代表者であることを証する書類の例

申請人代表者受諾書

私は、○△総会議決による法人格取得に伴う申請人代表者を
受諾しました。

令和 年 月 日

(代 表 者 住 所)

(代 表 者 氏 名) ⑩

本人の署名又は記名押印が必要です。

保有資産目録

団体の名称_____

令和 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

【保有資産目録記載要領】

1 (1) ア 建 物

- 名 称……〇〇町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。
そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。

(参照：不動産登記法施行令第6条)

- 延床面積……不動産登記法施行令第8条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとする。 (注) 不動産施行令第8条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（一棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。」
- 所 在 地……市内の地番（不動産登記法第91条、同法施行令第1条、第2条）及び家屋番号（同法第91条、同法施行令第5条）まで記載すること。

(2) イ 土 地

- 地 目……不動産登記法施行令第3条に定める区分により定めるものとする。 (注) 不動産登記法施行令第3条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、溜池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」
- 面 積……不動産登記法施行令第4条に定める「地積」と同一とすること。 (注) 不動産登記法施行令第4条「地積は水平投影面積により、平方メートルを単位として定め一平方メートルの百分の一（住宅及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルをこえるものについては、一平方メートル）未満の端数は切り捨てる。」
- 所 在 地……市内の地番（不動産登記法施行令第7条、同法施行令第1条、第2条）まで記載すること。

(立木の所有権については、1 (2) イ土地の「地目」を「樹種」（立木に関する法律第15条第2号）、「面積」を「数量」（同法第15条第2号、立木登記規則第8条）と読み替えて記載すること。なお、所在地については「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意すること。)

(注) 立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては其の部分の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

2 (1)

- 権 原……不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち所有権を除くものとする。
(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)
- 不動産の種類…土地、建物及び立木の区分によること。
- 所 在 地……原則として1に同じ。

(2)

- 資産の種類……国債、地方債、社債といった区分により、銘柄（社債の場合は「何会社物上担保及び数量附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」、券面金額及び取得金額を記入すること。

保有資産目録

団体の名称 霞ヶ関二丁目町会

平成14年 7 月 1 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
霞ヶ関二丁目町会集会	60.5 m ²	千代田区霞ヶ関二丁目 68 番の 12

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	42.6 m ²	千代田区霞ヶ関二丁目 68 番地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量			
1. 国債	八分利付国債	券面金額 20 万円	取得金額 22 万円
2. 社債	自治株式会社	物上担保附社債	券面金額 80 万円 取得金額 92 万 8 千円
区会計の普通預金や特別会計の定期預金等は記載不要です。			

保有予定資産目録

団体の名称_____

令和 年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

【保有予定資産目録記載要領】

- 1 不 動 産……所有権を取得する予定不動産について記入すること
 - 不動産の種類……土地、建物及び立木の区分による。
 - 取得予定時期……売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を少なくとも年月まで記載すること。
 - 所 在 地……原則として市内地番（建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合には家屋番号）
- 2 不動産に関する権利等
 - 資産の種類……不動産の場合は、土地、建物及び立木の種類による。
 - 権 原……不動産の場合には不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち所有権を除くものとする。（地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）
 - 取得予定時期……1に同じ

保有予定資産目録

団体の名称.....霞ヶ関二丁目町会.....

平成14年 7 月 1 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建 物	平成14年8月21日	自治 太郎	千代田区霞ヶ関二丁目22番地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土 地	地 上 権	平成14年8月21日

令和 年 月 日

長野市長 荻原 健司 宛

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

電 話

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変 更 の あ っ た 事 項 及 び そ の 内 容

2 変 更 の 年 月 日

3 変 更 の 理 由

令和 年 月 日

長野市長 荻原 健司 宛

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

規約に謳われている名称

所在地

規約に謳われている所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

届出日が代表者の変更後
（例 4 月 1 日以降）は新
しい代表者・住所

住 所

電 話

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更のあった事項及びその内容

変更内容を記入

例 代表者の変更

旧 代表者 住所・氏名

新 代表者 住所・氏名

2 変更の年月日

総会の開催日ではなく、新代表者の就任日を記載する

3 変更の理由

例 役員改選のため

※ 必ず役員改選された記載がある総会議事録又は役員名簿の写しを添付してください

令和 年 月 日

長野市長 荻原 健司 宛

請 求 者 の 氏 名 及 び 住 所

氏 名

住 所

地 縁 団 体 告 示 事 項 証 明 書 交 付 請 求 書

下記のとおり、地方自治法第260条の2第12項の規定により、証明書の交付を請求します。

記

1 請 求 に 係 る 団 体 の 名 称 及 び 主 た る 事 務 所 の 所 在 地

名 称 _____

所在地 _____

2 請 求 通 数 通

☐ 私は認可地縁団体の代表者等本人であり、告示事項証明書（台帳の写し）に自身の住所を表示することを希望します。

※代表者等の住所は、当該代表者等本人が住所の表示を希望する旨を申し出た場合に限り、表示することができます。

令和 年 月 日

長野市長 荻原 健司 宛

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式第 1 号（第 2 条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

長野市長 宛

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体	名 称	
		主たる事務所の所在地	
	認可地縁団体の代表者等	資 格	
		氏 名	⑩
		生年月日	年 月 日
		住 所	

長野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第 3 条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 ☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名

注意事項

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 18 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する代理人として同規則第 19 条第 1 項の告示が行われている者に限る。）によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑及び代表者等の個人の印鑑登録証明書を持参してください。
- 3 氏名欄の印印の箇所には、長野市印鑑条例（昭和 47 年長野市条例第 1 号）の規定による登録済みの代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 4 資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第 3 号（第 4 条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

長野市長 宛

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体	名 称	
		主たる 事務所の 所在地	
	認可地縁団体の代表者等	資 格	
		氏 名	
		生年月日	年 月 日

長野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例第 7 条の規定により認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

必要枚数 枚

申請者 ☐ 本人 住所

☐ 代理人 氏名

注意事項

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人(地方自治法施行規則第 18 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する代理人として同規則第 19 条第 1 項の告示が行われている認可地縁団体に限る)による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。